

住民の皆様へのお知らせ

10月1日
より

「燃えるごみ・燃えないごみの統一ごみ袋」 の使用について

「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の指定袋の統一については、本年 6 月にお知らせしたところでありますが、10月1日より「燃えるごみ・燃えないごみの統一ごみ袋」が下記のとおり使用開始となりますので、ごみの分別排出にご理解とご協力をお願いします。

○袋の販売開始日及び価格について

統一した「燃えるごみ・燃えないごみ」の指定袋の販売開始日及び価格（税込み）は下表のとおりです。

袋の種類の等	現 行 (消費税率 8 %)		燃えるごみ・燃えないごみ (統一ごみ袋) (消費税率 10 %) 令和元年 10 月 1 日から販売開始	差 額 (燃えないごみの指定袋との比較)
	燃えるごみ	燃えないごみ		
大 袋 45 L 20 枚／束	1,100 円	1,240 円	1,100 円	140 円の値下げ
小 袋 30 L 20 枚／束	830 円	940 円	830 円	110 円の値下げ
特小袋 20 L 20 枚／束	620 円	—	620 円	—

※現行の「燃えるごみ」・「燃えないごみ」の指定袋は、9月30日で販売終了となりますが、10月以降も使用できます。

○使用方法等について

下記のとおり「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分別して出してください。

なお、収集日に変更はありませんので、「燃えるごみ」は「燃えるごみの収集日」に、「燃えないごみ」は「燃えないごみの収集日」に出してください。

※混合ごみは収集しませんのでご注意ください。

燃えるごみ



台所の生ごみ、紙くず、
わりばし、写真、手紙、
革製品、紙おむつ、靴、
カーテン、毛布類、ぬ
いぐるみ、草・枝・落
ち葉（乾燥不要）など

燃えるごみのみを



統一した「燃えるごみ・
燃えないごみ」の指定袋
に入れて出してください。

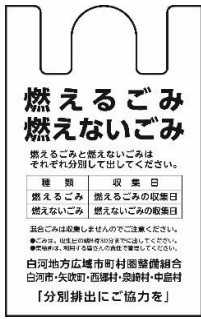


燃えないごみ



植木鉢、CD、花びん、
カメラ、ゲーム機、傘、
コップ、瀬戸物、ラジ
カセ、蛍光灯、ポット、
電話機、ガラスくず、
パソコンやプリンターなど

燃えないごみのみを



統一した「燃えるごみ・
燃えないごみ」の指定袋
に入れて出してください。



○現行の指定ごみ袋が残った場合について

現行の「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の指定袋は、**令和元年 10 月 1 日以降も引き続き使用していただけます。**

なお、**分別されていれば袋の種類は問いません**ので、無駄なく消費していただけます。

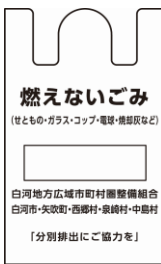


残っている
「燃えるごみ」の
指定袋に

「燃えるごみ」のみを入れて出す。

または

「燃えないごみ」のみを入れて出す。



残っている
「燃えないごみ」の
指定袋に

「燃えるごみ」のみを入れて出す。

または

「燃えないごみ」のみを入れて出す。

裏面にも大切なお知らせがありますのでご覧ください。

□消費税率の引き上げに伴う「資源ごみ袋」の販売価格の変更について（消費税増税２％分の引き上げ）

資源ごみの袋については、「ごみ処理手数料」を徴収しておりませんので、袋の「製造から販売」までの消費税率１０％への引き上げに伴う令和元年１０月１日からの販売価格（税込み）が下表のとおり改定となります。

ごみ袋の種類	袋の大きさ（容量）	販売枚数	旧 価 格 消費税率８％	新 価 格 消費税率10％	引き上げ額
資 源 ご み	大 袋 45L	２０枚入	307 円	312 円	５ 円
	小 袋 30L	２０枚入	234 円	239 円	５ 円

□カセットボンベ・スプレー缶（エアゾール缶）は、穴を開けずに出すことができます。

平成３０年４月より、安全・簡単に排出でき、かつ、ごみ収集車や施設での火災を防止するため、下記のとおり「穴を開けず」にレジ袋等に収め、専用ステッカーを貼付して、指定ごみ袋に入れて出す方法としたところではありますが、排出方法が守られていた割合は８月末現在で、およそ４７％と低く、取り除き作業に時間を要している状況にありますので、適正な排出方法にご理解とご協力をお願いします。



有害ごみである「乾電池」と「水銀体温計」を一緒に入れることも可能です。

※１：乾電池（マンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウム電池）は、セロテープで絶縁してください。ボタン電池や小型充電式電池は販売店の回収ボックスに入れてください。

※２：水銀体温計は、割らずにケースや空箱に入れてください。

□草・剪定枝・落ち葉の出し方について

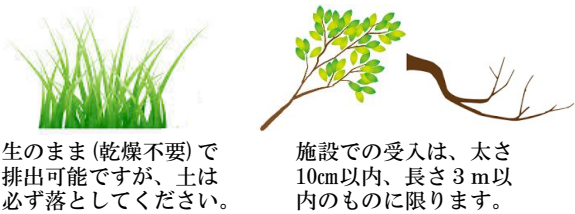
ご自宅から発生した、草・剪定枝・落ち葉は、生のまま（乾燥不要）で収集及び受入れを行っております。

■ 集積所へ出す場合

- 燃えるごみ・燃えないごみの統一した指定袋に入れて、ごみ集積所へ出せます。（袋に収まるもの）
- 乾燥は不要ですが、必ず土を落としてから出してください。

■ 施設への自己搬入の場合

- 自己搬入された場合の、ごみ処理手数料は10kgあたり80円となります。
- 剪定枝の施設への自己搬入は、太さ10cm以内、長さ3 m以内のものに限ります。
- 乾燥は不要ですが、必ず土を落としてから搬入してください。



※剪定枝の大きさ（太さ10cm以内、長さ3 m以内）に制限があるのは、施設に設置してある破砕機的能力に限界があるためです。このサイズを超える場合は、専門の取扱業者にお問い合わせください。「資源とごみの正しい分け方と出し方」パンフレット44頁を参照願います。

□ガラス工房体験学習参加者募集のお知らせ

西白河地方リサイクルプラザ内で、廃びんを利用した花びんなどのアート創作が無料で体験できます。

お友達やサークル活動などで、お気軽に体験してみませんか？

■ 施 設 利 用 日 ： 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日は休みです。）

■ 利 用 時 間 ： 午前９時～午後４時まで
 所要時間は２時間半程度です。

■ 利 用 場 所 ： 白河市亀石１番地 西白河地方リサイクルプラザ

■ 申 込 定 員 ： ２０名以内

■ 参 加 料 ： 無料

■ 申 込 方 法 ： 事前に電話で直接、白河地方広域市町村圏整備組合衛生課、または市町村担当課を通してお申し込みください。

※お子様の参加は保護者の同伴が必要です。 なお、体験は小学校４年生（10歳）からとなります。



お問い合わせ先				
白河市役所 環境保全課 環境衛生係	TEL 22-1111（内線2164）	矢吹町役場 まちづくり推進課 環境衛生係	TEL 42-2112（直通）	西白河地方クリーンセンター 西白河地方リサイクルプラザ 白河地方広域市町村圏整備組合衛生課 TEL 28-3558（直通）
表郷庁舎 地域振興課 総務係	TEL 32-2111（直通）	西郷村役場 環境保全課 環境衛生係	TEL 25-2197（直通）	
大信庁舎 地域振興課 総務係	TEL 46-2111（直通）	泉崎村役場 住民福祉課 住民係	TEL 53-2112（直通）	
東 庁 舎 地域振興課 総務係	TEL 34-2112（直通）	中島村役場 住民生活課 住民生活係	TEL 52-2112（直通）	

カセットボンベ・スプレー缶（エアゾール缶）等はルールを守って、適正な排出にご協力をお願いします。